

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月30日
【会社名】	東京コスモス電機株式会社
【英訳名】	Tokyo Cosmos Electric Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 兼 取締役会議長 門田 泰人
【最高財務責任者の役職氏名】	常務取締役 西立野 竜史
【本店の所在の場所】	神奈川県座間市相武台二丁目12番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長兼取締役会議長門田泰人および常務取締役西立野竜史は、当社および連結子会社(当社グループ)の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しました。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制(全社的な内部統制)の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しました。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社8社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を金額的・質的観点および発生可能性から総合的に判断し、全社的な内部統制の評価結果を踏まえて、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。当社グループは製造業を中心とする事業形態であり、各事業拠点のリスク特性が類似していることを踏まえ、評価範囲の選定指標として連結会社間取引消去後の「連結売上高」及び「有形固定資産」を用いました。この売上高が高い拠点から合算し、連結売上高のおおよそ3分の2に達する複数拠点、有形固定資産が高い拠点から合算し、連結有形固定資産のおおよそ3分の2に達する複数拠点を「重要な事業拠点」として選定しました。これら重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目である売上高、売掛金、棚卸資産及び有形固定資産に至る業務プロセスを評価対象としました。さらに、重要な事業拠点に該当しない拠点であっても、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスや、リスクの高い取引を行っている業務等については、財務報告に与える影響を勘案のうえ「重要性の大きい業務プロセス」として評価対象に追加していません。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、2025年3月31日現在において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。